

都労働委員会：阪急交通の不当労働行為を認定

東京都労働委員会は21日までに、阪急交通社（大阪市）が派遣添乗員の労働時間に関する団体交渉に応じなかつたのは不当労働行為に当たると認定、派遣添乗員の労働組合との団体交渉に誠実に応じるよう命令した。

命令書によると、派遣添乗員の労働組合などが08年2～5月、団体交渉を申し入れたが、阪急交通社は応じなかつた。

都労委は、派遣添乗員の労働時間を実質的に決めるのは派遣先である阪急交通社で、団体交渉に応じる義務があると判断した。

阪急交通社は「命令書の内容を精査して、今後の対応を検討したい」としている。

- 連合：「脱原発」を表明…短期的には活用 定期大会
- 人事院勧告：連合会長「受けるべきでない」…首相に
- 野田首相：政権運営「11月がヤマ」 連合会長らと会談
- ファイル：連合、人勧実施に反対
- 連合：「脱原発」表明 短期的には活用——定期大会

毎日新聞 2011年10月21日 20時26分